



去序者

日知錄推房雅化二間  
日知錄外函議  
議事錄(昭十六七十一)

陸軍省	高山
海軍省	柴 中佐
軍令部	大野 大佐
外務省	安東 課長
	石澤 課長
	德水 事務官

日知錄推房雅化二間  
日知錄外函議  
議事錄(昭十六七十一)

陸軍省  
海軍省  
軍令部  
外務省

高山 中佐  
柴 中佐  
大野 大佐  
安東 課長  
石澤 課長  
德水 事務官

案「先般佐藤大使、列強に日独提携強化を日独提携の語を以てし、  
ルビエツトナリカ、佐藤大使、日独提携の語を以て日独提携の語を以てし、  
交際の語を以てし、  
其令談、日独提携、日本に何の利益を以てし、  
此、俄令二日本側より、佐藤大使、列強に日独提携の語を以てし、  
体的に、案を以てし、日独提携強化の語を以てし、  
再、案を以てし、案を以てし、  
ノ、意を以てし、

（高山中佐ノ要求ニシテ案ノ説明ヲタルモノナリ）  
案東「本案、情送、何レモ、英國ノ屈服ニシテ、  
ケル、  
トシテ、日独提携ヲ強化セシメ、  
頭、

日独提携ノ限、  
ニ経済状態、  
聲明トスル、  
全然同意、  
最大限、  
高山「本案、  
案東「本案、  
之ヲ以て、  
其成、  
（内容ノ説明ニ付ル）

日独提携ノ限、  
ニ経済状態、  
聲明トスル、  
全然同意、  
最大限、  
高山「本案、  
案東「本案、  
之ヲ以て、  
其成、  
（内容ノ説明ニ付ル）

文化の地産

安東「佛印、南洋及其他、南洋ニ付テ、日本ノ独逸ニ付テモ  
我々ノ先見未之ノ問題ニ付テ、日本ノ「フリー・ハント」ヲ認メシムル  
ト云フ、我々ハ出テ申サカ「フリー・ハント」ト云フニ、曖昧ナレバ、之ヲ具体  
的ニ述ベテモ、我々ノ如クモ思フ之ノ先、我々ハ前此皆、我々  
ノ同意ナリ」

安東「自前、日本ハ之等ノ地産ニ付テ、願工の中心ヲ有スルヤニハ非  
公ニ等シ、地方ニ於テ、経済的運動、勿論、政治的指導権ヲ確立セ  
シムルヲ目的トシ、之ヲ独逸ニ譲ラセシムルモノヲ又、独逸ニ譲ラセ  
シムルヲ易キ形式ヲ執ラシムルモノナレバ」

高山「南洋ニ於ケル日本ノ政治的指導権ヲ独逸ニ譲ラセシムルコト  
支那、滿洲ニ於ケル日本ノ政治的指導権ノ關係如何」

記

安東「前ニ言フ、地方ニ付テ、佛印及南洋ノ各々ニ付、個々の後、議決シ  
トス」

安東「支那等ニ處理スル為ニ、独逸國古ク支持ナシテ、其ニ付テハ日本ハ  
自主的ニテケレバ、又例ハ、最近問題ニ付カケル、蔣政権トシテ、和平、仲  
介、如キモ、日独提携ノ一般問題ノ一環トシテ、独逸ニ付テ、支那等ニ  
解決シテ、日本ハ立場ヲ確立スルコトハ、即チ独逸ニ有利ナリ、且先解コリ  
之ヲ行ハレシメケルハ、ナラズ、我々ノ如ク、懸念スル如ク、懸念ハ、避クバキナレバ  
又、財政権ノ承認、蔣側ニ付テ、輸出禁止等、其体内ニ研究スルニ付、要  
カレル」

安東「歐洲及南洋、如ク、通商其他ノ経済的考慮ノ加テ、莫ハ独逸  
加、歐洲河其利加「カ」以テ、経済ノ形成セシ場合、内鎖経済ヲトルコト  
ナレバ、日本ニ付テ、因ニ、如ク、日本ハ、東亞南洋經濟圏ノ、独逸、歐經濟圏

ノ間ニ通商其他ノ經濟關係ノ有る相違關係ヲ確保スルニ  
ノ事ナリ

吾東「日本」ノ「獨逸」ニ對シテハ「最」ノ問題トモナリ「英國」ノ「取  
取」ヲ容易ナクシテ「爲」東亞ニ於テ「占」領ノ限リ「常」利ヲ得ルヲ期スルニ  
ナリ「之」ニ對シテ「英」海軍ニ對シテ如何ニ「手」控メ「之」ヲ「研」究スルニ  
ヒテ「分」分「之」ハ「英國」ノ「東」亞ニ對シテ「有」ル「政治」的「權」益ヲ「反」逆スルニ  
ナリ「情」勢ノ「變」化ニ「應」ジ「テ」「之」ハ「獨」逸ニ對シテ「援」助スルニ  
ナリ「且」上「カ」「常」利ヲ「得」ルニ「對」シ「テ」「考」ヘ「ル」

吾東「日本」ニ對シテハ「獨逸」カ「日本」ニ對シテ「優」越「權」ヲ「得」ルニ「對」シ  
「テ」「考」ヘ「ル」ニ「對」シ「テ」「英」海軍ニ對シテ「獨逸」カ「親」近スルニ「對」シ  
「テ」「考」ヘ「ル」ニ「對」シ「テ」「英」海軍ニ對シテ「獨逸」カ「親」近スルニ「對」シ  
「テ」「考」ヘ「ル」ニ「對」シ「テ」「英」海軍ニ對シテ「獨逸」カ「親」近スルニ「對」シ  
「テ」「考」ヘ「ル」ニ「對」シ「テ」「英」海軍ニ對シテ「獨逸」カ「親」近スルニ「對」シ

吾東「日本」ノ「獨逸」ニ對シテハ「最」ノ問題トモナリ「英國」ノ「取  
取」ヲ容易ナクシテ「爲」東亞ニ於テ「占」領ノ限リ「常」利ヲ得ルヲ期スルニ  
ナリ「之」ニ對シテ「英」海軍ニ對シテ如何ニ「手」控メ「之」ヲ「研」究スルニ  
ヒテ「分」分「之」ハ「英國」ノ「東」亞ニ對シテ「有」ル「政治」的「權」益ヲ「反」逆スルニ  
ナリ「情」勢ノ「變」化ニ「應」ジ「テ」「之」ハ「獨」逸ニ對シテ「援」助スルニ  
ナリ「且」上「カ」「常」利ヲ「得」ルニ「對」シ「テ」「考」ヘ「ル」

吾東「日本」ノ「獨逸」ニ對シテハ「最」ノ問題トモナリ「英國」ノ「取  
取」ヲ容易ナクシテ「爲」東亞ニ於テ「占」領ノ限リ「常」利ヲ得ルヲ期スルニ  
ナリ「之」ニ對シテ「英」海軍ニ對シテ如何ニ「手」控メ「之」ヲ「研」究スルニ  
ヒテ「分」分「之」ハ「英國」ノ「東」亞ニ對シテ「有」ル「政治」的「權」益ヲ「反」逆スルニ  
ナリ「情」勢ノ「變」化ニ「應」ジ「テ」「之」ハ「獨」逸ニ對シテ「援」助スルニ  
ナリ「且」上「カ」「常」利ヲ「得」ルニ「對」シ「テ」「考」ヘ「ル」

七 依りて場合の通り、後継「ア」ロロシニスルニ可也ナリ  
高山「蘇祥が羅馬尼等ニ連カスルニハ、独逸トシテハ時ニ下ルニシロナリ之  
ヲ兼ニ「常對スル」杜逸ヲ「保種」カマラシメ、場合ニ果シテ如何ニシ地カ  
若ヘラレバ」

右ノ中絶ニ何色カノ証ナリ  
次ハ「四ノ討米關係」ヲ考ル

高山「之ハ結局日本ハ米國ト同ニ何等ノ諒解等ヲ行ハントノ意ナリヤ  
例ハ「日本米國ニ大ニ年許中、和保保協定」如キモノカ成ニ若國ニシテ  
大ニ年許中面ニ「島質」感ヲ感シ、五ノ「米國」ニシテ「歐洲」諸國ニ干渉  
スルニ至ルコトナレバ、之ハ「独逸」ノ好ニシテ所ナレバ」  
安東「然レテ、日本國ニ大ニ年許中、保種協定」如キモノカ出来ルトシテモ  
之ハ「米國」若大陸ニ「立歸ル」ニ于意則、之ヲ行ハルニシテ、大ニ年許中

一 中絶ニシテ、米國ニ保シ、之ヲ「保シ」テ、  
最近「コ」ト「シ」ハ、米ハ米大陸ニ止リ、他大陸ニ干渉スルニ可ク、云々又佐  
島祥大使ノ「合議」活テ、之ヲ「外相」ニ米ノ「常對」ニシテ、大ニ「米國關係」カ  
此ニシテ、之ヲ「理」テ、下ルニ保シ、不見テ、之ヲ「多」カ、独逸トシテ、若カ「独逸」ヲ「改」テ、  
態度ニ去テ、之ヲ「保」リ、現在ニ「將」ニ、米ト「年」中、保種「協定」ニシテ、  
云々如ク「見」テ、之ヲ「從」テ、独ハ「日本國」ニ「特」ニ「意」カ、之ヲ「好」ム、之ヲ「保」シ、  
ト「思」フ、  
高山「米ハ英國ニ「天」今「戰」ニ、之ヲ「階」ケ、タ、之ヲ「日」本、カ「何」者、カ「指」直「ト」ル、ト  
ヲ「要」求「セ」ル、ト」  
安東「右ノ如ク「配」ル、今「回」ノ「戰」争、之ヲ「初」メ、ア、之ヲ「現」在、所「始」メ、カ、  
何トシテ、之ヲ「保」ル、米、之ヲ「戰」テ、キ、之ヲ「見」テ、居、ル、カ、ナ、レ、バ、  
石澤「右ノ「未」同「題」何「日」本、之ヲ「考」ヘ、之ヲ「直」ニ、カ、テ、之ヲ「保」ル、カ、ナ、レ、バ、今「改」ニ、三、三、一、  
五、下、八、米、海、軍、ハ、一、大、艦、隊、之、ヲ、之、ヲ「討」シ、日、独、相、共、之、ヲ「常」對、ス、ル、ト、シ、

上中要下下七

安東「日独と米國、唯三合六年和約の審判に於ては要下下七」  
石澤「現在、日本及び、王統の是れ、兩者同く相争南中ありて之ヲミ  
スルニ非之年、一審判を要スルニ、一北洲、一外、秋序、建設セシムル、晚ハ  
米、放洲、干渉、困難トナリ、一方、米ハ比島、コリア、山等、根據地トシ、  
極東ニ干渉スルニトスルハ、日本、平和、情勢、作ルニシテ、米、日本ニ  
対シテ相争、條件、提出スルカモウ、然レ、独ラテ、米、審判、ビシシ  
トスルハ、日本ハ、独進ニ、対シテ、大ニ、信、ヲ、トスルヲ、」  
安東「然レ、米ハ、日本ニ、圧力、加ヘ、事、ト、シ、日本、既、既、審判、力、加、威、カ  
ルコト、ナリ、カ、ハ、独、一、欲、セ、ル、所、ナレ、バ、日、独、相、米、輕、關係、結局、同  
ク、米、ト、ナ、ル、ヲ、」

高山「独進、戰前、相争、南米ニ、進、出、ル、如ク、是、正、カ、戰、後、之、語、ト、モ  
独、ハ、南、米、進、出、ヲ、絶、對、ニ、止、要、ス、ル、モ、一、非、ナ、リ、果、シ、テ、然、レ、ト、シ、米、ハ、之、ヲ

許辱七六 如米同二争、起レトナリ」  
右ノ意ニ付、談、論、ト、シ、

此、業、日、米、進、出、期、ヲ、ハ、レ、フ、コ、ト、ニ、言、フ、條、目、日本、ハ、戰、後、独、進、ノ、聲、聲、  
ハ、ク、若、ク、居、居、向、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、  
攝、大、七、工、業、力、戰、後、甚、ク、敗、路、ヲ、取、テ、ラ、シ、經濟、地、域、動、ク、ナ、レ、バ、ト  
云、フ、戰、後、独、進、ハ、南、洋、支、那、等、ヲ、拒、ク、シ、陸、海、均、ク、大、ニ、進、出、シ、テ、米  
ト、争、カ、ル、ヲ、

安東「才、四、ノ、意、行、テ、ハ、院、皆、備、ノ、意、見、カ、コ、ト、ナ、リ、然、レ、モ、米、戰、ノ、要、求  
イ、テ、七、三、ハ、意、諾、出、来、ナ、リ、」

安東「三、ノ、伊、太、利、ノ、問、題、不、ル、カ、伊、太、利、ハ、之、迄、明、白、ニ、日本、米、皇、政、策、ヲ  
支、援、ス、ル、旨、進、出、シ、テ、レ、ト、モ、一、又、戰、勝、ト、シ、テ、独、進、ノ、審、判、ニ、カ、シ、意、味  
ニ、添、フ、モ、日本、米、皇、政、策、ノ、伊、太、利、ノ、支、持、的、關係、ヲ、保、持、シ、行、ク、ノ、重、要、ト、シ、テ、レ、ト、  
本、件、ヲ、独、進、ニ、持、出、ス、ト、同、時、ニ、伊、太、利、ト、モ、交、渉、ス、ル、コ、ト、進、出、ス、ル、意、見、ト、シ、

陸海空防衛

「伊太利」南「問題」ハハ新「蘇南」保「下」ル「伊太利」ハ「蘇南」ヲ出  
 「平和」ヲ「維持」スル「性質」成「リ」テ「更」カ「問題」ナシ  
 「高山」ノ「境」戦「争」進「行」中「ハ」松「伊」ヲ「神」懸「念」度「ハ」強「弱」ノ「差」ヲ「シ」レ「平」和  
 「ヲ」維「持」ス「ル」ニ「英」ノ「注」ウ「ル」一「致」ニ「カ」カ「ル」  
 「前」時「的」「結」式「ニ」付「議」論「ス」リ「正」式「條」約「ニ」至「ル」時「向」テ「世」ニ「先」方  
 「力」時「的」ヲ「奉」還「ス」ル「危」ニ「自」然「ニ」止「ル」限「ヲ」政「府」間「ノ」交「渉」ニ「文」任「ニ」  
 「政」治「的」了「解」ヲ「遂」ゴ「ス」ル「ト」モ「志」日「本」蘭「印」事「件」ヲ「對」シ「忠」信「ノ」意「義」  
 「ハ」協「定」シ「テ」モ「可」シ「ル」少「量」ニ「至」テ「遂」ニ「遂」ゴ「サ」レ「一」致「ニ」  
 「向」テ「各」復「ノ」具「體」的「問」題「個」目「ヲ」主「意」慎「重」ニ「研」究「ス」ル「ニ」一「致」ス

昭和十五年七月十日 陸軍省

日独伊提携強化案

一 提携強化ノ目的  
 現下「國際」交「向」度「南」洋「ヲ」合「東」亞「新」政「府」建「設」ニ「適」達「シ」  
 「希」國「ノ」政「治」ヲ「於」テ「政」府「建」設「ニ」戰「力」ヲ「シ」テ「日」独「伊」ト「向」テ「力」ニ「緊」  
 「密」ト「シ」テ「協」力「前」進「ヲ」共「現」シ「希」國「ノ」目「的」達「成」ヲ「易」ス「ル」ヲ「以」テ「歐」  
 「洲」戰「後」ノ「世」界「情」勢「ニ」打「撃」ヲ「希」國「ノ」國「際」的「立」場「ヲ」強「固」セ「シ」  
 又  
 二 日独提携  
 方針  
 日独兩國相互「密」接「ヲ」解「決」シ「且」以「外」交「上」及「經」濟「上」ノ「支」援  
 ヲ「以」テ「之」ヲ「行」具「體」的「ナル」政「治」的「了」解「ヲ」遂「グ」ル「ニ」ス

要領

電 信 五  
獨逸

(一) 獨逸、日本、三訂の左記の如く  
一 併命、南印、其他南洋地方の諸民族の自治を獨逸が支持セズ  
右地方に日本生存圏内を認めんと欲する地方に對して日本が政治的  
指導及協力に容認せる支持ス

一 支那事変處理に爲る適當なる支持を與フ  
一 歐洲及びアフリカに對し通商及其他經濟關係を三國の好意的容認  
ヲ加フ

(四) 日本、獨逸、三訂の左記の如く

一 獨逸、歐洲及びアフリカに對し政策を支持し獨逸指導下に歐  
洲新秩序ヲ承認ス  
一 英國に屈服する容易しき公爲東亞に於て未だ得る限り常則を  
設ケ執ル

一 獨逸、支那、三訂の左記の如く  
南洋に對し獨逸は經濟活動の好意的容認ヲ加フ

(四) 日独兩國の「三訂」平和條約の協力を以て、且つ「三訂」聯邦戦  
争狀態に入る場合、他方は「三訂」聯邦を援助せしむる事、右の場合  
及日独兩國の「三訂」聯邦を贊成する、此の場合、兩國の孰れも「指導

三國の協議」を以てス

(四) 日独兩國の英國を除く米大陸以外、他方は「三訂」協力を以  
英國に對し獨逸は「三訂」政治的及び經濟的壓迫を爲す場合、日独共ニ  
英國に對し「三訂」如き政策ヲ執ル支持スル如き政策ヲ執ル

ニトス

(四) 獨逸より我が國を對戦戰時應諾する主權ある場合、現段階に於ては之  
ヲ承認セズ

山東樞密大使「山外相」交渉スル可トスルモ、右方不可可能ナリ、東京ニテ



三日伊提携

之ヲ行フ

独トノ交渉ヲ行ハシテ羅馬ニ在リテ伊太利ト交渉ヲ開始ス其ノ内  
容ハ大体独ニ準シテ伊太利、歐洲及テイテラニ於ケル政策ヲ之ヲ  
シ地中海ヲ中心トシテ新秩序ヲ承認スルト共ニ他ノ獨出群ニシテ同  
シ

日独伊提携強化策

一 提携強化ノ目的

現下ノ國際形勢ニ對シテ南洋ヲ含ミ重々新秩序建設ニ邁進スル帝  
國ノ歐洲ニ於テ新秩序建設ニ戰力ヲ充テテ日独伊ト間ニ進ムニ堅意ヲ  
ル協力關係ヲ實現ス帝國ノ目的達成ヲ之ニ容易ニシテ共ニ歐洲戦亂  
ノ世間情勢ニ對處スル帝國ノ國際的地位ヲ鞏固セシメス

方針

世界新秩序建設ノ共通目標ニシテ日独兩國相互ニ密接ニ聯絡  
ヲ保持シテ日本ハ南洋ヲ含ミ重々ニ於テ又独逸ハ歐洲及テ河東利  
加ニ在テ維持シテ新秩序建設ニ邁進スルニシテ右ニ於テ互ニ外交上及  
經濟上ノ協力ヲ行具體的ニ政治的ニ解テ之進ムルニシテ又

要領

一内独逼、日本、訂し左記の約。

一佛印葡印其他南洋地方の政治的經濟的ニ日本、支配圈内ニテシテ、特又ニ華地方の自治の獨立、自由ヲ有セシメタルニ  
認シテ、之の政治的现状、變更ニ日本、承認シテ必要トシテ、  
認テ右地方ニ對シテ日本、政治的權力、扶植、修養シテ且經濟  
的發展ヲ支持ス。

一独、執力ヲ下シテ歐洲及び、力ヲ、運南、無差別待遇ヲ得  
ニ吾、池、經濟、關係、膏、好意、施、加、  
一日、独、内、經濟、技術、提揚、ノ、爲、  
四、日本、独、對、シ、左記ノ約ス。

一歐洲及び、力ヲ、運ニ、独、内、政策ヲ、支持シ、独、内、待遇ヲ、下、

歐洲新秩序ヲ、  
一、支那及南洋ニ、於、テ、独、内、必要ト、ル、物資、供給ヲ、保証ス。

一、支那及南洋ニ、於、テ、独、内、必要ト、ル、物資、供給ヲ、保証ス。

一、支那及南洋ニ、於、テ、  
活動ニ、好意、施、加、ス。

一、支那及南洋ニ、於、テ、  
活動ニ、好意、施、加、ス。

(二)日独兩國ノ、  
戰、争、狀態、ニ、入、ル、場合、ハ、日、獨、ニ、  
合、及、日、独、兩國ノ、  
措置、ニ、同、シ、協議、スル、コト、ス。

(三)日独兩國ノ、  
戰、争、狀態、ニ、入、ル、場合、ハ、日、獨、ニ、  
合、及、日、独、兩國ノ、  
措置、ニ、同、シ、協議、スル、コト、ス。

(四)日独兩國ノ、  
戰、争、狀態、ニ、入、ル、場合、ハ、日、獨、ニ、  
合、及、日、独、兩國ノ、  
措置、ニ、同、シ、協議、スル、コト、ス。

(五)日独兩國ノ、  
戰、争、狀態、ニ、入、ル、場合、ハ、日、獨、ニ、  
合、及、日、独、兩國ノ、  
措置、ニ、同、シ、協議、スル、コト、ス。

(新嘉坡)

大體の手本

宋(清)葡(印)各は皆、独立の勢力を為す。其は支那、暹羅、高麗、暹羅の連合の支那の勢力を為す。

内地側より我々の脅威を感ずるべきに、現段階に於て、之を是語せよ。

向來大使、外相、支那の可なりと云ふ者も可能なり、之を以て之

三月十日提携

独の支那への併呑は、羅馬の如く併呑し、支那を開始し、其の内閣は大體独の準に併呑し、支那及び、其の支那の政策を支持し、地中海を中心とする新秩序を承認し、其の他、独の行はるべき下向也。

日独併携提携政策

昭和十五年七月十二日起案

一、提携強化の目的

現下、國際是向、南太平洋に重要新秩序建設の途進め、南太平洋に於て新秩序建設の戦い、独伊との間に、密に

中心協力關係を日現と帝國との間に達成し、容易に其の歐洲戦

争に世界情勢に好處を、吾國の國際的立場を強固せよとす

方針

世界新秩序建設の共通目標として、日独兩國相互に密接に聯絡

し、併呑し、日本、南洋を含む東亞に於て、又、独は、歐洲、及、阿非

利加に於て併呑し、新秩序建設の中心として、其の中心として、外之に

及、經濟上、協力し、其の目的の了解を、其の中心として、

主要領

電 信 五

(一) 独逸、日本三訂左記の約云

一 佛印蘭印其他南洋地方カ日本ノ存在范围内ニテ之  
力政治的障礙ノ變更ニ日本ノ承認ヲ必要トセルコトヲ  
地方ニ於テ日本ノ政治的指導力及経済的協力ヲ支持ス

一 支那事變處理ノ高政治的三國互ニ支持ヲセリ

一 歐洲及「リ」ト「通商」其他「經濟關係」三國ニ好意的考  
慮ヲ加フ

四 日本「独逸」訂シ左記の約云

一 歐洲及「リ」ト「通商」政策ヲ支持シ独逸指導力下ノ  
歐洲的秩序ヲ承認ス

一 英國「在東」亞「東亞」ニ於テ「未得」限リノ「特  
別」權利ヲ認ム

一 支那及南洋ニ於テ独逸「主要」ニ「特殊」利益ニ「支那」及  
南洋ニ於テ「独逸」經濟活動ノ「好意」的「影響」ヲ加フ

今日独逸國「日」独逸ノ「平和維持」協力セルコト「其」一「リ」カ「日」独逸ノ  
戰爭狀態ニ入ル場合ニ「他」方「日」独逸ヲ援助セルノ「力」ヲ「示」ス

場合及日独逸國ノ「平和」ノ「維持」爲「成」ル「ル」ニ「向」テ「協」力  
措置「三國」協定セルトス

四 日独逸國「米國」ヲ「米大陸以外」他「方面」ニ「容」量「増」大  
英國カ「日」独逸ノ「政治」的「經濟」的「促進」ヲ「爲」ス場合「日」独逸  
米國ノ「支持」力カ「中」政策ヲ「執」ル「ル」ト「ス」向「日」独逸國ハ「中」南「米」  
陸ニ「種」種「二」付「提携」ス

四 独逸「力」カ「冬戰」義務「應」答「王」張「ニ」場合「現」狀「階」ニ「在」リ「ハ」之  
ヲ「免」證「ス」

(四) 末柄大使「日」外相ト「交渉」ス「可」ク「ス」レ「石」可能「ハ」米「米」ニ「テ」

三日伊ノ提携

独ト支那ト併行シテ羅馬ノ程ヲ伊太利ト支那ヲ開始ス其ノ内  
 容ハ大体地ニ準レテ伊太利ノ歐洲及アソノ中ニ在ルニ政策ヲ支  
 持シ地中海ヲ中心トスル行政ヲ支トスルニ其ノ他ハ獨ニ持スルニ  
 上同也

International Military Tribunal  
 For the Far East  
 Peace  Exhibit No. 2827  
 Offered For  Deposition   
 Identification 24 SEP 1946  
 Received In Evidence 24 SEP 1946  
 Requested   
 Received Conditionally   
*Admiral*  
 Officer of the Tribunal

日輪は遊揚環化二國ニ陸海外三省存台今職職事録(共ニ)



1392

陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
参謀本部	参謀本部	参謀本部	参謀本部
海軍省	海軍省	海軍省	海軍省
石澤謀長(中座)	石澤謀長	石澤謀長	石澤謀長
田尻謀長	田尻謀長	田尻謀長	田尻謀長
徳永事務官	徳永事務官	徳永事務官	徳永事務官
西山 中佐	西山 中佐	西山 中佐	西山 中佐
種村 中佐	種村 中佐	種村 中佐	種村 中佐
柴 中佐	柴 中佐	柴 中佐	柴 中佐

三東 「先日ノ会議陸日地中提携環化二國ニ當テ是トテテ道ヲ今ヨリ共ニ定メ  
 付テ陸海軍ノ意見ヲ承リテ先ヨリ陸軍ヨリ」